

役員報酬および費用弁償規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人弥生会（以下法人という。）定款第21条の規定に基づき、役員報酬及び費用弁償に関する事項を定める。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬)

第3条 役員には、その地位のみに基づいては報酬を支給しない。

(報酬及び費用弁償)

第4条 役員が、理事会又はその他の会議に出席した場合は、日額 5,157 円の報酬を支払う。ただし、役員が法人又は施設の職員である場合は、これを支払わない。

- 2 監事が、理事会その他の会議への出席以外の日において、法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務にあたった場合は、日額 5,157 円の報酬を支払う。
- 3 役員が、理事会又はその他の会議に出席するため、あるいは法人業務のために使用した交通費はその実費を弁償する。
- 4 交通費は役員の居住地から計算する。

(報酬等の支払い方法)

第5条 報酬等は、通貨をもって本人に支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関に振り込むことができる。

(報酬の総額)

第6条 役員に対して、各年度の報酬の総額は 600,000 円を超えない範囲とする。

(改正)

第7条 この規定の改正は、評議員会の議決を経てこれを行う。

附則

平成16年10月3日 制定

平成23年3月6日 改正

平成30年5月20日 改正

令和4年6月19日 改正

評議員の報酬および費用弁償規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人弥生会（以下法人という。）定款第8条の規定に基づき、評議員の報酬及び費用弁償に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 評議員には、その地位のみに基づいては報酬を支給しない。

(報酬及び費用弁償)

第3条 評議員が、評議員会又はその他の会議に出席した場合は、日額 5,157 円の報酬を支払う。ただし、評議員が法人又は施設の職員である場合は、これを支払わない。

2 評議員が、評議員会又はその他の会議に出席するため、あるいは法人業務のために使用した交通費はその実費を弁償する。

3 交通費は評議員の居住地から計算する。

(報酬等の支払い方法)

第4条 報酬等は、通貨をもって本人に支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関に振り込むことができる。

(報酬の総額)

第5条 評議員に対して、各年度の報酬の総額は 600,000 円を超えない範囲とする。

(改正)

第6条 この規定の改正は、評議員会の議決を経てこれを行う。

附則

平成16年10月3日 制定

平成23年3月6日 改正

平成30年5月20日 改正

令和4年6月19日 改正